

「学校給食共同調理場の老朽化対策及び公金の賦課・徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実に関する監査請求」監査結果

1. 請求書の提出及び受付

平成28年2月3日

2. 請求人

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■

3. 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認められたので、平成28年2月3日にこれを受理した。

4. 請求の主旨

請求事項1

請求1（以下「老朽化対策事業」という。）

学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の老朽化対策事業が「最小の経費で最大の効果」という行政運営における大原則から大きく逸脱し、かつ反するものになっている。また、事業計画策定過程における前提及び根幹にかかわる問題での誤った認識と情報の操作等の違法が多数存在しているため、本事業に基づく支出（本件に係る「財務会計上の行為全般」）が不当なものになることから、「当該行為を防止し、又は是正すること」を求めます。

請求2（以下「移転用地取得」という。）

共同調理場の移転予定地の取得は、請求1で示すとおり瑕疵ある全体計画の一部であり、当該用地は最高5,000万円のあっせん制度が適用される用地で、あっせん報酬分が減額されないまま契約が行われることは「不当な財務会計上の行為」となる。また、現在地での改修という「最も財政上も効率的」な方法を選択すれば、この用地の取得自体が不要となるため、「契約の締結・履行の差し止め」を求めます。

請求3（以下「基本計画書」という。）

共同調理場の老朽化対策に関する基本計画書には、誤った認識に基づく記述をはじめ、耐震指標では明白に誤った数値を記載したうえ、計画する建物の規模や財政的な計画もないなど、およそ「適正かつ通常求められる内容を充足する基本計画」とはいえない重大な欠陥・不備があり、また基本計画とするなら、児童・生徒にとって最も良い給食方式は何か、災害時の対応はどうか等々の比較検討も不可欠ですがこれも一切されていないため、本件委託料は「不当な公金の支出」となるもので、その是正を求めます。

請求4（以下「運営委員会」という。）

学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）が条例で位置付けられ施行されたのは平成25年4月1日以降であり、それ以前の「委員会の設置及び委員の任命行為は無効で、委員への報酬等の支払いも違法」であるため、その是正を求めます。

請求事項2（以下「適正な課税」という。）

工場等におけるフォークリフトや農業用の耕作や消毒等の車両は、大型特殊自動車であれば固定資産税（償却資産）の課税が、小型特殊自動車であれば軽自動車税が課税されることとなっておりますが、市内における当該特殊自動車、特に小型特殊自動車ナンバープレートのない車両が数多く見受けられ、外見上明確であり、課税部門では承知したうえで課税しないという「黙認」をし続けていると思われるため、法令通りの適正な課税を行うことを求めます。

白井市においては「評価と課税の適正・公平化」のための実地調査がほとんど行われておらず、この調査を実施すれば一定の税収の確保にもつながると思われるため、少なくとも除斥期間内である「5年に一回程度」の調査努力を求めます。

増額の税額更正の際にきちんと遡及しているか、仮になされていないケースがあるとすると、法令に基づかない担当職員による違法な「課税免除」と同様の措置となるため、措置を求めます。

5. 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

【請求事項1の請求1「老朽化対策事業」】について、請求人の主張には理由がないものと判断し棄却する。

附帯意見

白井市においても、基本構想、基本計画等における人口推計から、今後の人口減少として、児童・生徒数の減少も見込まれることから、事業実施にあたっては、適正な施設規模の検討と事業費削減に係る建設方法等も考慮し、維持管理費も含めたトータルコストを意識し、最少の経費で最大の効果が得られるような事業手法の選択が必要と考えます。

【請求事項1の請求2「移転用地取得」】について、請求人の主張には理由がないものと判断し棄却する。

【請求事項1の請求3「基本計画書」】について、1年間の請求期間を過ぎているため却下する。

【請求事項1の請求4「運営委員会」】について、1年間の請求期間を過ぎているため却下する。

【請求事項2「適正な課税」】について、請求人の主張に理由があると認め、市長に対し法令に

遵守した賦課を行うことを勧告する。

以下、その理由について述べる。

6. 請求人主張の要旨

当該請求書及び平成28年2月23日並びに同年3月14日の陳述による補足を加味して判断すると請求人の主張は次の通りと考える。

【請求事項1の請求1「老朽化対策事業」】

- ①事業全体が「最少の経費で最大の効果」という大原則から逸脱し、かつ、反する。33億円の無駄遣いは、市民・納税者として、看過せない。
- ②事業計画策定過程の前提及び根幹での誤った認識と情報操作等に違法が多数存在し、市の方針決定において適法性・適正性が担保されていない。
- ③移設・建替え計画は、15年間の運営費や土地購入費を含めると、およそ72億円と超巨額事業で、今後の人口や児童生徒数の減少見込みとともに、行政需要の負担者である市民にとっては大きな問題である。

(請求書添付資料参照)

項目	請求人案・改修案 (延べ1495㎡)	市案・移転新築案 (延べ4100㎡)
市民の負担額	3.9億円	72億円(土地代込み)
対応食数	6,000食	7,000食
学校給食衛生管理基準	満たす	満たす
アレルギー対応調理室	設置	設置
工事期間	2ヶ月(夏休み中)	12ヶ月
工事期間中の給食	2週間程度弁当	既存施設にて対応
施設使用可能見込み年数	30年(千葉県耐用年数)	50～70年 (30年後大修繕が必要)

【請求事項1の請求2「移転用地取得」】

- ①瑕疵ある全体計画の一部である。(【請求事項1の請求1「老朽化対策事業」】を理由)
- ②移転予定地は、「あっせん制度」が適用される用地で、最高5,000万円の報酬分が減額されるべきであり、あっせん報酬分が減額されない契約は、「不当な財務会計上の行為」となる。
- ③現在地での改修という「最も財政上も効率的」な方法を選択すれば、用地取得費自体不要。

【請求事項1の請求3「基本計画書」】

- ①瑕疵ある全体計画の一部である。(【請求事項1の請求1「老朽化対策事業」】を理由)
- ②基本計画は、誤った認識に基づく記述(「建て替えができない理由」が客観的な根拠となってい

ない) である。施設改修ができない理由は、全て改修で可能。

- ③耐震指標で明白な虚偽数値を記載。
- ④計画の建物規模や財政的な計画もなく、「適正かつ通常求められる内容を充足する基本計画」とは言えず、重大な欠陥・不備がある。
- ⑤執行は1年以上前であるが、一般市民が知りえたのは平成27年3月末のホームページへの掲載が最初である。

【請求事項1の請求4「運営委員会」】

- ①「附属機関」に関する福岡地裁判決より、条例化以前の運営委員会は、共同調理場管理規則を根拠としており、無効及び違法である。
- ②地方自治法逐条解説や行政実例等より、条例に基づかない附属機関の設置は違法である。
- ③「新築・移転」を決めたとする平成24年2月6日開催の運営委員会は、その設置・委員任命行為は無効であるため、その決定も無効である。
- ④運営委員会における本案件の「審議・決定」は、規則に定められた範囲から大きく逸脱する権限外の事項であり、組織運営上も根本的瑕疵があった。
- ⑤執行は1年以上前であるが、一般市民が知りえたのは平成27年3月末のホームページへの掲載が最初である。

【請求事項2「適正な課税」】

- ①市税収入は、厳格に法令に基づく「適性かつ公平な賦課徴収」が求められており、強行法である。
- ②市予算編成方針は、「徴収」方針しか示さず、「課税の適正化」が欠落している。
- ③特に小型特殊自動車ナンバープレートのついていない車両が数多く見受けられ、この事実は外見上明確であり、課税部門では承知した上で課税をしない「黙認」を続けていると思われる。
- ④既登録者との均衡と税法遵守の義務から、除斥期間内の遡及は必至である。増額による追加課税をしないことは、担当職員の違法な「課税免除」と同様な措置となる。
- ⑤固定資産税の実地調査義務規定は、強行規定である。(S57.6.4千葉地裁判決)

7. 基礎になる事実の経緯

【請求事項1の請求1「老朽化対策事業」に係わる事実の経緯

○平成23年3月

運営委員会にて共同調理場の老朽化に伴う今後の対応について説明。

○平成23年8月

(株)能城総合企画設計事務所(以下「能城」という。)に学校給食共同調理場施設改修計画策定業務の委託。(この業務委託契約に基づき提出された報告書を以下「能城報告書」という。)

○平成24年1月

第1回学校給食共同調理場改修計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)の実施。

- 平成24年2月
市民公募を行って運営委員会を開催し、改修及び新築案について意見聴取。
- 平成24年6月から9月
第2回検討委員会から第5回検討委員会を毎月開催。
- 平成24年9月
調整会議（副市長・総務部長・主管課長・財政課長・企画課長で構成。）に移転・新築案を付議。
- 平成24年10月
調整会議に再度付議し了承。
政策会議（市長・副市長・各部長及び財政課長・企画課長で構成）に移転・新築案を付議。
- 平成24年12月
政策会議に再度付議し了承。
- 平成25年1月
教育委員会議で移転・新築について審議し了承。
- 平成25年2月
運営委員会議開催。
- 平成25年7月
（有）菜友（現、㈱菜友）（以下「菜友」という。）と学校給食共同調理場建替事業基本計画（以下「菜友計画」という。）作成業務委託契約を締結。
- 平成25年10月
運営委員会議開催。
- 平成25年11月
パシフィックコンサルタンツ㈱（以下「パシフィック」という。）と白井市学校給食共同調理場建替事業整備手法検討業務委託契約を締結。
- 平成26年2月
運営委員会議開催。
- 平成26年3月
政策会議に菜友計画(案)及び白井市学校給食共同調理場建替事業整備手法検討業務報告書(以下「パシフィック報告書」という。)について報告し了承。
教育委員会議に菜友計画(案)を付議し了承。
- 平成26年4月
学校給食共同調理場建替事業調査・検討部会を設置
第1回、第2回検討部会（用地専門部会）を開催。
- 平成26年5月
第3回、第4回検討部会（整備手法専門部会）を開催。
- 平成26年7月
第5回検討部会（用地専門部会）を開催。
政策会議に「建替候補地」を付議し了承。

- 平成26年8月
教育委員会議にこれまでの検討事項を報告。
- 平成26年9月
第6回検討部会（整備手法専門部会）を開催。
- 平成26年10月
調整会議及び政策会議に「建替の整備手法をPFI方式」で付議し了承。
- 平成26年11月
教育委員会議に「候補地」と「整備手法」を付議し了承。
- 平成26年12月
政策会議に「候補地を事業用定期借地権」での確保を付議し了承。
- 平成27年1月
運営委員会会議（鎌ヶ谷市学校給食センター視察）開催。
- 平成27年2月
教育委員会議に「事業用定期借地権契約に係る予算等」を審議し了承。
運営委員会開催。
平成27年第1回定例議会に本事業に係る予算及び関係条例を付議。
市民から「白井市学校給食共同調理場建替え全面見直しに関する陳情」提出。
- 平成27年3月
平成27年第1回定例議会において、上記陳情を趣旨採択。
平成27年第1回定例議会において、事業用定期借地権契約に係る予算及び共同調理場建替等事業者選定委員会等設置に係る附属機関条例への追加条例案が廃案。
- 平成27年5月
運営委員会開催。
 - ・現施設の改修、自校方式、移設・建替え（従来方式・PFI方式）の比較検討。
- 平成27年6月
教育委員会議に運営委員会の協議内容を報告。
- 平成27年7月
運営委員会開催。
 - ・運営委員会として、PFI方式による移設・建替えと候補地買取りが妥当との意見。教育委員会議にてPFI方式による移設・建替えと候補地買取りとすることを決定。
政策会議にてPFI方式による移設・建替えと候補地買取りとすることを決定。
PTA役員等に対する説明会を実施。
- 平成27年8月
広報しろいに「共同調理場の移設・建替えについて」掲載。
- 平成27年9月
平成27年第3回定例議会において、第1回定例会で廃案となった附属機関条例への追加条例が可決。
- 平成27年10月
運営委員会開催。

- 平成28年1月
整備予定地の仮契約。
- 平成28年2月
運営委員会開催。

8. 実施した監査

市及び教育委員会から反論を聴取した。

請求事項1

◎教育委員会による請求人の主張に対する反論

平成28年3月11日教育委員会に対し、請求人の主張に対し、反論があれば、その主張を述べるように求めたところ次のような主張が述べられた。

また、後日関係資料の提出を求めた。

【請求事項1の請求1「老朽化対策事業」】

1. 現在の共同調理場の抱えている課題

- ①衛生管理基準を満たしていないこと。
- ②給食の質の向上が図れないこと。
- ③アレルギー食対応が出来ていないこと。
- ④学校給食を通しての食育の機能が不十分であること。
- ⑤耐震不足・施設、設備の老朽化。
- ⑥住宅地の中に工場。(共同調理場は建築基準法上、工場となる。)

2. 移設・建替えを選択した理由

(1) 衛生管理基準 第1総則に記載されているHACCP（ハサップ）の概念を取り入れ、衛生管理基準を満たす共同調理場を整備するには、次のことから、現在の共同調理場では面積が不足するのは明らか。

- ①文部科学省の「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の細目」及び電化厨房フォーラム21の「学校給食施設計画の手引き」では、児童・生徒数に応じて参考1のように施設規模が示されている。

参考1 建築面積の目安（調理場面積、延べ床面積ではない）

単位：m²

人数	文部科学省の補助対象面積			学校給食施設計画の手引きの面積	
	調理場面積	内アレルギー	内炊飯	炊飯あり	炊飯なし
1,001人～2,000人	941	14	43	1,050	1,150
2,001人～3,000人	1,364	21	55	1,450	1,300
3,001人～4,000人	1,773	28	66	1,800	1,600
4,001人～5,000人	2,038	35	78	2,150	1,950
5,001人～6,000人	2,326	42	89	2,550	2,300
6,001人～7,000人	2,631	50	101	2,900	2,600
7,001人～10,000人	2,964以上	50	112以上	3,250～3,800	2,900～3,450

*調理場面積には、事務室・会議室・廊下・更衣室・休憩室等は含まれていない。

*炊飯施設有・アレルギー調理室を設けた場合

②平成23年度に委託し作成した能城報告書では、改修計画を3タイプと移転・新築計画を作成しているが、改修計画3タイプでは衛生管理基準については「考慮した」に留まっている。

一方、衛生管理基準に準拠し、HACCPの概念を取り入れた移転・新築計画では、1階床面積：2,434 m²、延床面積：3,132 m²としている。

- ・改修計画の共通基本方針・・・衛生管理基準を考慮した改修計画を策定する。
- ・移転・新築計画の基本方針・・・衛生管理基準に準拠し、HACCPの概念を取り入る。

(2) 改修では、長期間の欠食の恐れがある。

能城報告書の改修計画では、いずれのタイプとも工事期間は、10か月～12か月とされており、その間の給食提供に課題があった。

また、白井市小中学校PTA連絡協議会からは、「1日も給食を停止することなく」との要望書や約1万人の署名が提出されている。

(3) 能城報告書の大規模耐震補強工事の図面だけでは、衛生管理基準を確認できない。

(4) 改修では、改修後の施設使用可能年数が短く、その後の対応が必要である。

能城報告書の改修計画では、いずれのタイプも施設使用可能年数が15年から20年とされている。

(5) 学校給食の質の向上が図れる。

新たな共同調理場では、調理場面積が広がることから、手作り調理が可能となることや、より地産地消を推進することが可能となる。

また、炊飯施設を設け、炊き込みご飯など多彩な献立が可能となる。

さらに、保温性の高い食缶の導入が可能となり、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい

まま提供できる。

(6) アレルギー給食の提供が可能となる。

アレルギー給食を提供するには、アレルギー専用の調理室や動線の確保が必要だが、現在は調理場スペースが狭いことから、アレルギー給食の調理が不可能で、児童・生徒がそれぞれ除去するかお弁当を持参している。

新たな共同調理場には、アレルギー調理室を備え、主要アレルゲンの除去をした給食を可能としたい。

(7) 食育の推進が可能となる。

適正な施設規模が確保できれば、共同調理場内に見学通路や研修室を設けるなどし、共同調理場を生きた食育の場として活用できる。

また、調理場スペースが広くなることにより、食器の点数を増やすことが可能となり、犬食いの防止など食育の推進が図れる。

(8) 災害時に対応する機能を設ける

炊飯室に外部から直接出入りできる戸口を設け、米及び水を1日の給食提供数分を備蓄することで、炊飯機能を災害時に稼働できるようにすることを検討している。

(9) 住宅地の中に工場があることが改善される

現在の共同調理場のある場所は、第2種住居地域であり、本来は工場である共同調理場を建設出来ない場所であり、この状況が改善される。

なお、請求人は2か月で改修できると提案しているが、その工程表が示されていないことや、HACCPの概念を取り入れている具体的な説明がないことから、その実効性に疑問が残る。

3. 現地での増築又は建替えを選択しない理由

(1) 長期間の欠食の恐れがある。

増築又は建替えでは、工事期間が10か月～12か月程度必要となり、その間の給食提供が課題となる。

(2) 市の都市計画や都市計画法及び建築基準法の遵守

現在の共同調理場は都市計画法上の用途地域が「第2種住居地域」にあり、本来、建築基準法上の「工場」となる共同調理場の増築又は建替えは出来ない。民間事業者等を指導する立場にある市が、都市計画や法令遵守するのは当然である。

(3) 建築基準法第48条第6項のただし書きの「許可」が非常に困難

仮に、工場である共同調理場を第2種住居地域となる現在の場所で、面積を増やして増築又は建替えをする場合、建築基準法第48条第6項のただし書きにより、千葉県知事の「許可」が必

要となるが、次の理由から非常に困難であると判断した。

①平成24年11月2日に千葉県建築指導課と協議

- ・許可の対象とはならない旨の回答があった。

その理由は、敷地周辺に住宅地があり周辺環境に与える影響が大きいこと、準住居地域（第2種住居地域より1段緩い用途地域）でも建築できない用途の建築物であり、通常許可の対象とならない。

②平成27年2月19日に千葉県建築指導課と協議

- ・建築基準法第48条の許可については、現在の敷地の位置と簡単な平面計画から一般論で判断すると、平成24年当時の回答と同様で許可はできないという回答になる。
- ・今後、その場所に建築する必要性や周辺の居住環境への配慮の妥当性等が示された場合は、総合的に許可の可否を判断する。

その他

1. 震度5強で倒壊すると執行部が間違えた情報を意図的に伝えたのでは？

(1) 学校施設については、国土交通省が作成した「官庁施設の総合耐震計画基準（国営設101号）」により、耐震性能を割り増し「I s値0.7以上」としています。

(2) 文部科学省でも公立学校施設については、学校等としての用途や兵庫県南部地震の被害状況調査を考慮し、耐震改修のI s値を「0.7以上」とされています。

共同調理場のI s値は、最低でI s値0.55となっており、国土交通省が一般の建物に適用する耐震基準0.6をも下回っています。

（白井市の小中学校の耐震補強工事実施状況は、別紙1のとおり。共同調理場以外は、I s値0.7未満の建物はない。）

2. 延床面積が変わらなければ、公聴会や県の建築審査会が不要となることに対する見解

請求人は「延床面積が変更なければ、2階の機械室及び事務室を調理場面積としても公聴会や県の審査会は不要」としているが、法的解釈に問題があると考えている。

参 考 2

用語の説明及び前提条件

用途地域とは	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的とした都市計画や建築規制制度で、秩序あるまちづくりをするため都市計画法及び建築基準法で定めている。 建築規制で定められているもの以外を建設する場合は、県知事の許可が必要となる。
現在の共同調理場の用途地域	「第2種住居地域」で主に住居の環境を守るための地域で、店舗、事務所、ホテル、パチンコ店、カラオケボックスなどは建てられる。
本来の共同調理場の用途地域は	共同調理場は建築基準法上の用途が「工場」となるため、敷地の用途地域は「準工業地域」「工業専用地域」または「市街化調整区域」になる。

参 考 3 庁舎との比較について

庁舎は、第2種中高層住居専用地域 → 同じ住居系の第2種住居地域への許可
(2段緩い用途地域)

共同調理場の場合は、第2種住居地域 → 準工業地域への許可(4段緩い用地地域)

大区分	用途区分	内容	庁舎	調理場
住居系	①第1種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域です。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小学校が建てられます。		
	②第2種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域です。150㎡までの小規模な店舗の立地が認められます。		
	③第1種中高層住居専用地域	中高層住宅が建てられる住居の良好な環境保護のための地域です。病院・大学、500㎡までの店舗が建てられます。		
	④第2種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境保護のための地域です。病院、大学、1,500㎡までの店舗や事務所などが建てられます。	↓	
	⑤第1種住居地域	住宅の環境保護のための地域です。3,000㎡までの大規模な店舗、事務所、ホテルの立地が可能です。	↓	
	⑥第2種住居地域	主に住宅の環境保護のための地域です。大規模な店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。	↓	↓
	⑦準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などと住宅が調和して立地する地域です。		
商業系	⑧近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業そのほかの業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか、小規模な工場も建てられます。		↓

	⑨商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業そのほかの業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。		
工業系	⑩準工業地域	環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便の増進を図る地域です。		↓
	⑪工業地域	主として工業の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられます。住宅や店舗は建てられますが、学校、病院は建てられません。		
	⑫工業専用地域	専ら工業の利便の増進を図るための地域です。住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。		

【請求事項1の請求2「移転用地取得」】

(1) 【請求事項の請求1「老朽化対策事業」】で示すとおり、瑕疵のある全体計画の一部とあるが、市としては、「請求1に対する市の考え方」で示したとおり、計画全体は合理的な理由の積み重ねにより、総合的に判断したもので、全体計画に瑕疵があるとは考えていない。

(2) 最高 5,000 万円の報酬分が減額されるべきとあるが、これは不動産手数料相当のことであり、用地価格による影響を及ぼすものではない。

なお、用地取得にあたっては、市において不動産鑑定を実施しており、その鑑定価格に基づいているものであり、適切な価格であると判断している。

URの売出し価格 1㎡ 70,000円～90,000円

予算時の積算価格 1㎡ 70,000円 × 7,581.69 = 530,718,300円

*相続税路線価及び固定資産税路線価から算出

市の買取り価格 1㎡ 64,000円 × 7,581.69 = 485,228,160円

差

45,490,140円

(3) 現在地での改修が「最も財政上も効率的」な方法とあるが、現在地での改修では、調理場

面積から 7,000 食対応で学校給食衛生管理基準を満たしHACCPの概念を取り入れた共同調理場の建設は調理面積が不足することから、根本的な課題解決にはならない。

市が提案する移設・建替えを実施すれば、次の理由から費用対効果が高いと考えている。

- ①長期間欠食することなく、子供たちに安全で安心な給食を継続的に提供できること
- ②給食の質の向上やアレルギー対応食の実施、食育の推進が可能となること
- ③住宅地の中に工場があるという、事態が解消されること
- ④災害の炊き出し拠点となること
- ⑤現在の共同調理場用地を資産として活用することが可能となること。

【請求事項1の請求3「基本計画書」】

菜友計画の内容について、重大な欠陥・不備があるとのことだが、本事業は学校給食についての深い見識を持った事業者によって、作成されたもので、重大な欠陥・不備はない。

また、「本件はその執行から1年以上が経過していますが、その内容を一般市民が知るのには、平成27年3月末頃のホームページ掲載が最初であり、1年の請求期限はこの時点から起算すべきと考えます。」とあるが、請求人のうち一人は、本事業の予算の議決や決算の認定時は、市議会議員であり、本予算及び決算認定に対し賛成の立場で採決しており、当然知り得た状況にあった。

さらに、本事業については、既に25年度の決算認定がされているところであり、事業実施にあたっては、次のとおり広く公開されている。

- ・平成25年1月 HPにて平成25年度当初予算の要求・査定状況（HP）
- ・平成25年3月1日 広報にて平成25年度主要事業（平成25年3.1 広報）
- ・平成26年2月6日 公開の運営委員会において、議題として建替え基本計画（案）を検討、併せて会議録等を公開している。
- ・平成26年3月24日 政策会議で基本計画を了承、後日その結果をHPで公開
- ・平成26年3月25日 公開の教育委員会議で建替え基本計画を決定
- ・平成26年11月25日 平成25年度白井市歳入歳出決算の認定について議決
- ・平成26年12月 計画をHPで公開

【請求事項1の請求4「運営委員会」】

共同調理場の移転・建替えを最終的に決定するのは、教育委員会議及び市議会である。

運営委員会は、共同調理場管理規則を根拠として開催される関係者や市民の意見を聴く機会であるにすぎず、決定機関ではない。

委員への支払いについては、平成25年度以前の支払いについては、既に決算認定をされている。

また、平成23年9月15日号の広報及び同時期のHPには、「施設の大規模改修や移転を含めて、今後の施設のあり方について検討をすすめる」ことを前提に運営委員会委員募集を行っていることや、その後の会議についても、HPや情報公開コーナーで、会議の実施や会議録を広く公開している。

さらに、平成27年第1回定例議会において、共同調理場の移設・建替えに関する経費が削除されたことから、執行部では、再度老朽化対策を検討し、平成27年5月及び7月の運営委員会

に、改修・自校式・移転・建替えについて検討した結果、運営委員会では、再度移転・建替えがよいとの意見であった。

その後、教育委員会議・政策会議を経て、平成27年第3回定例議会において、移設・建替えの関連予算等（用地取得費、PFI方式での整備の関連予算など）が議決されている。

「新築・移転」を決めたとする運営委員会の白井市の組織上の位置づけとしては、共同調理場の運営を適切かつ円滑に行うための組織とし、給食関係の問題等につき、まず最初に一般的な市民の意見を聞くための組織として位置づけられている組織であるとする。

運営委員会が、「新築・移転」を決めたとする請求人の主張は、事実誤認と考える。

附属機関の解釈につき、地方自治法逐条解説7訂版（平成25年7月1日）には「もっとも、要綱等によって、執行機関の補助職員以外の外部のものも委員或いは構成員として加わる委員会、協議会等を設置している例が少なくないが、こうしたものは「機関」とは区別して、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられているもので、第3項に違反するものではないとみられる。」との記載があり、条例化以前の給食運営委員会については、このような解釈も成り立つと思われ、支払いが違法であったとしても、会議の開催自体は違法ではないと考える。

【請求事項2「適正な課税」】

◎市側による請求人の主張に対する反論

平成28年3月11日市側に対し、請求人の主張に対し、反論があれば、その主張を述べるように求めたところ次のような主張が述べられた。

また、後日関係資料の提出を求めた。

- ・軽自動車税は申告制度であり、登録のない小型特殊自動車があれば、「制度の不知」が考えられ、課税しないことを承知した上で「黙認」しているという意識はない。制度の周知に努める。
- ・小型特殊自動車でナンバープレートのついていない車両の取り締まり実績につき、印西警察署交通課に確認したところ、過去5年間での検挙実績はなかったとのこと。
また、検挙については、道路交通法に基づく違反ではなく、道路運送車両法に基づく違反として、50万円以下の罰金に処せられるものとなっております。
- ・償却資産には登記制度がなく、申告制度であることから、「制度の不知」も考えられ、制度の周知と現状対応可能なところから実施。
- ・年1回の実地調査はできていないが、実地調査にかかる地方税法第408条は、訓示規定と考えており、聞き取りした近隣市も同様となっている。
- ・実地調査に換え、法務局からの「権利に関する土地・建物登記済通知書」、開発協議、農地転用協議、森林法に基づく届出、生産緑地の解除、経済産業省・関東経済産業局の太陽光発電の設置情報を確認し情報収集するとともに、航空写真での確認により現地確認している。
- ・除斥期間の適用については、遡って課税した事例はあるが、市の調査ミスによる場合は、納税者の理解が得られず近隣市と同様に遡及課税はしていないが、近隣市等の状況を確認しな

がら是正に向けて対応する。

- ・償却資産の課税は短期間であることから、工夫して出来るところから対応したい。

9. 監査委員の判断

【請求事項の請求1「老朽化対策事業」】

本件請求の要点は、共同調理場の老朽化対策事業が法2条第14項及び第15項に定められている「最小の経費、最大の効果」の原則に反し、また事業計画策定過程における前提及び根幹にかかわる問題での誤った認識と情報の操作等の違法が存在しており、本計画に基づく支出は不当であるかということであると解する。

(1) 改修方式と新築（従来方式）との事業費比較

改修方式と新築（従来方式）との事業費の内訳ごとの比較は、以下の通り。

(広報紙「広報しろい」(H27.8.15) からデータを引用)

(単位:百万円)

	請求人案 (改修)	差額	市側案 (従来方式)
施設整備費	1,047	2,019	3,066
運営費(15年間)	2,919	749	3,668
利息等	83	170	253
交付金	122	131	253
市負担金(小計)	3,927	2,807	6,734
土地代(買取)	0	500	500
合計	3,927	3,307	7,234

監査では、改修と新築で高額な事業費の差異が生じる点に素朴に疑問を持った。共同調理場の建物を「器」、施設を「中身」と考えた場合、先ず、改修と移転新築が同じ水準の給食サービスを提供するには同じ施設が必要である為、「中身」である施設費用に差異はないと考えた。次に、「器」であるが、改修であれば既存建物の一部を利用可能であるが、新築はゼロから建設するので、改修と新築の差は一部の建築費用に留まると考えた。

監査では、上記表の内容について、数値比較の為に必要と考えた補正計算を行った処、以下の分析結果を得たので、以下ではこの補正計算について説明する。

(単位:百万円)

	請求者案 (改修)	調整	調整後 (改修)	差額	市側案 (従来方式)
施設整備費	1,047	707	【注1】 1,754	1,312	3,066
運営費(15年間)	2,919	【注2】 389	【注2】 3,308	360	3,668
利息等	83	—	83	170	253
交付金	122	—	122	131	253
市負担金(小計)	3,927	1,096	5,023	1,711	6,734
土地代(買取)	0	—	0	500	500
合計	3,927	1,096	5,023	2,211	7,234
弁当代	0	【注3】 666	666	△666	0
既存の共同調理場の土地売却価値	0	—	0	【注4】 △460	△460
総合計	3,927	1,762	5,689	1,085	6,774

【注1】施設整備費に関する監査上の補正計算

「施設整備費」は教育部が独自に試算したものではなく、過去に実施した外部専門家（平成23年の能城、平成26年のパシフィック）の施設整備費試算額を引用したものであった。

	改修可否	外部専門家の施設整備費試算額	
		改修方式	新築(従来)
【1】能城 (H23.11)	不可	(1,495 m ²) 977 百万円 (備品等込み)	<p>← 【増加①】 6億円 →</p> <p>(3,132 m²) 1,632 百万円</p> <p>↑ 【増加②】 14億円</p>
【3】パシフィック (H25.11~H26.3)	依頼 セズ	依頼 セズ	(4,100 m ²) 3,066 百万円
広報 (H27.8.15)		(977+設計+ 工事管理) 1,047 百万円	<p>← 【①+②】 20億円 →</p> <p>(4,100 m²) 3,066 百万円</p>
【2】菜友 (H25.7~H26.3)	不可		

※1：能城（H23.11）は施設整備費を、改修の場合 977 百万円、移転新築の場合 1,632 百万円と試算した。能城の改修費用と移転新築費用の差額は約 6 億円であった。但し、能城は衛生管理基準に適合する改修は困難と考えている為に、衛生管理基準に適合する為には更に追加投資が必要と考える。

※2：菜友（H25.7~H26.3）は、衛生管理基準を中心としたソフト面の検討を行っているだけで、施設整備費の試算は依頼していない。また、菜友は、現在地での衛生管理基準を満たす改修可否の判断は行っていた。

（菜友は衛生管理基準に適合する改修は無理と提案した為に、市側は、この時点で改修案から移転新築案に方針を変換した模様。その為に、その後のパシフィックには改修の検討を依頼していない。）

※3：パシフィック（H25.11~H26.3）は移転新築の施設整備費は 3,066 百万円と試算した。移転新築の施設整備費は、能城 1,632 百万円に対して、パシフィック 3,066 百万円と約 2 倍近くに増額して 14 億円増加試算した。

※4：移転新築の施設整備費に係る2社の外部専門家の試算額が14億円増加した理由について教育部に質問したが、満足な回答は得られなかった。

※5：【パシフィックベースで試算した改修額】

監査では、移転新築の施設整備費に違いが生じるのであれば、改修の場合にも当然に差が生じる筈であると考えた。監査では、「改修案と移転新築を公平に比較する為に新築案と同水準の給食サービスを提供すると考えた場合には改修案に何が必要になるか」を考えた。

- ① 結局、能城とパシフィックの両者の報告書を読み込み、想定施設規模の違いと、試算時点の差異（3年の間の建築コストの上昇）により、施設整備費の差を計算したが、それでも残る差異は、おそらく施設価格の違い、必要施設の積み上げ漏れ、などの施設に関連した費用であると考えた。
- ② 能城が試算した新築案に施設コスト見積もり不足があるのであれば、能城が作成した改修案にも同様の施設コスト見積もり不足があると考えた。
- ③ 以下で【パシフィックベースで試算した改修額】を算出して、能城の改修額の補正計算をした。

	計算過程
単純な時点修正 【建築費指数】 平成23年=100.5 平成26年=110.7	【能城改修額】 $1,047 \text{ 百万円} = (931 \text{ 百万円} + \text{設計・監理 } 20 \text{ 百万円}) \times (1 + \text{税 } 10\%)$ 【時点修正】 $931 \text{ 百万円(税抜)} \times (110.7 / 100.5) = 1,025 \text{ 百万円(税抜)}$ $1,025 \text{ 百万円} + \text{設計・監理 } 20 \text{ 百万円} = 1,045 \text{ 百万円(税抜)}$
新築案に施設コスト見積もり不足⇔改修案にも同様の施設コスト見積もり不足	【能城の新築案】 $1,632 \text{ 百万円} \div (1 + \text{税 } 5\%) = 1,554 \text{ 百万円(税抜き)}$ $1,554 \text{ 百万円(税抜き)} \div \text{【新築・施設規模】 } 3,132 \text{ m}^2$ $\text{単価 } 496 \text{ 千円/m}^2 \times (110.7 / 100.5) = \text{時点修正後単価 } 546 \text{ 千円/m}^2$ 【能城の新築案の施設規模の補正計算】 $4,100 \text{ m}^2 \times \text{時点修正後単価 } 546 \text{ 千円/m}^2 \times (1 + \text{税 } 10\%)$ $= 2,462 \text{ 百万円}$ $3,066 \text{ 百万円} - 2,462 \text{ 百万円} = 604 \text{ 百万円}$
【注1】 パシフィックベースで試算した改修額	$1,045 \text{ 百万円(税抜)} \times (1 + \text{税 } 10\%) + 604 \text{ 百万円} = 1,754 \text{ 百万円}$

【注2】運営費(15年間)に関する監査上の補正計算

教育部では改修案ではドライ方式、アレルギー対応、炊飯実施に対応できないと考えた為に、改修案の運営費には、それらに係る調理員人数の増加費用を織り込んでいなかった。監査では、「改修案と移転新築を公平に比較する為に新築案と同水準の給食サービスを提供すると考えた場合には改修案に何が必要になるか」を考え、ドライ方式、アレルギー対応、炊飯

実施対応の費用を補正計算して、追加計上した。

監査では、教育部と協議して、ドライ方式対応として6人、炊飯対応として3人、アレルギー対応として4人合わせて13人分の増員経費389百万円を見込んだ。その結果、改修案の運営費総額は3,308百万円となった。

【注3】 弁当代に関する監査上の補正計算

請求人は、「請求人の主張する改修期間が2ヶ月程度である為に、ほとんど弁当持参の心配は必要ない」と主張している。後述の検討の通り、請求人が参考とした2ヶ月で終わったとする筑紫野市の改修工事は最後の仕上げ工事だけであり、白井の全面改修工事を検討する際の参考にすべき事例ではないと考えた。それで、振り出しに戻って、能城の改修計画を見ると改修工事期間を12ヶ月と見込んでいた。その為に、もし改修案を採用する場合には、12ヶ月間の弁当代について市側負担額を補正計上しなければ、改修案と移転新築の費用を公平に比較することが出来ないと考え、以下の弁当代の試算を行い補正計算した処、市・弁当代負担額666百万円となった。

【弁当代の試算条件】

- ① 【1食1,000円、児童・生徒数5,000人、年間200日】と想定。
- ② 最終的な市・弁当代負担額は、給食費保護者負担金を弁当代1食当たり333円（1/3を保護者負担）とし、市負担割合2/3と考えて算出した。

一日当たり弁当代	1食1,000円×児童・生徒数5,000人=5,000,000円
年間の弁当代	1日当たり弁当代：5百万円×200日=10億円
市・弁当代負担額	10億円×市負担割合2/3=666百万円

※弁当代1食1,000円は高いとも思えるが、特定の期間だけ5,000食という大量の弁当を供給してくれる弁当業者は得難い。その為に、5,000食という大量の弁当を確保するとなれば、多数の弁当業者から、例えば学校単位で別々の弁当業者から、購入する方法を採らざるを得ないと考えて若干高めに設定した。それでも、現実に確保できるか否かは不確実である。もし弁当業者を確保できる見通しがたたなければ、最悪、弁当持参で登校してもらうことになる。

【注4】 移転により遊休となる既存の共同調理場の土地売却価値△460百万円

市側の移転・新築案を採用した場合には、既存の共同調理場の用地が遊休となる。現時点で市には当該用地を活用する計画は無いが、当該用地は西白井駅から5分の立地にあり、売却価値が見込めると第1回請求人の陳述の際に申し上げた処、第2回の請求人の陳述の際に「土地売却価値は△460百万円程度ではないか」との提案があったので、既存の共同調理場の土地売却価値として追記させて頂いた。

【本件『(1) 改修方式と新築（従来方式）との事業費比較』に係るマトメ】

- ① 改修方式と新築（従来方式）との事業費比較については、広報紙で発表した改修案と新築案の比較情報が基になって混乱を引き起こしたものとする。

- ② 監査では、「改修案と移転新築案を公平に比較する為に新築案と同水準の給食サービスを提供すると考えた場合には改修案に何が必要になるか」を考え、補正計算を行った結果、補正後の改修案の金額は、5,689百万円となり、補正後の移転新築案の金額は、6,774百万円となった。改修案の方が1,085百万円程安い、両者の差は16%程度まで縮む見込みである。(なお、監査では、改修と移転新築を数値分析の目的だけで金額を試算したものであって、この金額であれば改修が可能と言っている訳ではない。)

本項に係る監査上の結論として、＜1＞補正後の改修案の金額は、5,689百万円となり、補正後の移転新築案の金額は、6,774百万円となった。改修案の方が1,085百万円程安い、両者の差は16%程度まで縮む見込みであり、法の「効率性の原則」からみての許容範囲にあるものと考えた。＜2＞後述の通り、外部専門家である能城、菜友、の両者は、現在地での改修では衛生管理基準を満たすことは出来ないと考えており、衛生管理基準という品質面での問題を解消できていない改修案と移転新築案を金額だけでは比較できないと考えた。

(2) 衛生管理基準の観点から

現在地での施設改修については、平成23年度の能城計画並びに平成25年度の菜友計画の各報告書においても、敷地面積や衛生管理の観点より、技術的に問題点があることを指摘していた。

能城ならびに菜友の専門家の見解は、移転建替を前提として作成を依頼したものでは無い。

安心で安全な給食の提供に関しては、市と請求人の主張に違いはない。改修案と新築案の分岐点は、現在地で衛生管理基準を守れる改修が可能か否かにある。この点について、両者は全面的に対立している。つまり、市側は能城ならびに菜友の二つの専門家の意見を基に改修案を放棄して、新築案に方向転換したのに対して、請求人は能城の改修案を基に幾つかの追加工事を行うことで衛生管理基準を守れる改修が可能と主張している。

監査委員は衛生管理基準の専門家では無い為、現在地で衛生管理基準を守れる改修が可能か否かについては判断ができない。過去に本件に関与した衛生管理基準の専門家である菜友に助言を求めた処、報告書の作成に関与していたメンバーから別紙2のとおり所見を得た。

改修では無理だという意見に変わりはない。

衛生管理基準を満たす共同調理場を整備するには、調理面積が十分に確保できるか否かが重要な要素になると考えられており、文部科学省の「学校給食施設計画の手引き」にある児童・生徒数に応じた施設規模によれば、現在の給食センターの調理能力は3,000食程度の規模に当てはまる。現状でも手狭である調理施設について、追加投資をしても、衛生管理基準を満たす共同調理場を整備することが難しいであろうと思われる。

市側は、上述の観点から考察した結果として「現状での改修は不可能」としているのであり、合理的な判断であると考えた。

(3) 請求人の「改修工事期間は2ヶ月程度、来年秋にも完成可能」との主張について

能城が作成した改修案では新築と同程度の改修工事期間を見込んでいたにも関わらず、請求人は、平成26年の福岡県筑紫野市の2ヶ月程度の調理場改修例を根拠に、改修であれば短期間で対応可能と主張していた。

大規模工事なのに短期間で終わることができるとの主張が理解できなかつた為に監査では、直接に、筑紫野市の共同調理場に助言を求めた処、以下の事実が判明した。

- ① 筑紫野市の共同調理場の敷地は、敷地がほぼ整形で、面積が白井より広いこと。
- ② 請求人が2ヶ月程度で終わったとする平成26年の工事は、耐震改修工事及び機能改善工事であった。当該工事の実施工程表によれば、工事期間は2月1日～8月10日までとなっていた。まず調理場廻り等の建築工事で、2月1日から6月中旬まで現地調査や施工計画書の作成等の準備作業を実施し、次に耐震改修工事関係については6月中旬から1ヶ月程度で実施し、7月中旬からドライ化のための土間や天井、間仕切り工事を実施した。その後、最終段階でドライ仕様の調理機器等を設置したものでした。

また、電気・給排水設備工事等については、やはり前半は準備作業を中心に実施し、6月前後からは建築工事との調整を図りながら各設備工事を実施していたものと確認しております。

なお、この平成26年の工事は、その前に何段階かの時期・工程を経て実施した最終的な工事であることについては、筑紫野市の施設建設経緯を確認したところ、昭和56年に筑紫野市の発展とともに児童・生徒数が増加したため新築したもので、その後、衛生的な観点より、昭和58年8月にコンテナ室を、平成7年8月に洗浄室を増築し、平成12～13年は同じく衛生管理の観点より、ウェット方式の施設ではあるがドライ運用のための施設設備の改修や職員研修を実施し、最終的に平成26年工事により、施設の耐震化と衛生管理基準対応の施設整備を実施したものである。(筑紫野市の施設建設経緯については、「別紙3」のとおり。)

- ③ したがって、白井市の共同調理場の全面改修工事と、筑紫野市の平成26年仕上げ工事を比較して、改修であれば短期間で終了するとの請求人の主張には無理があると考えた。

(4) 基本計画の正当性について

請求人は『基本計画の「改修できない理由」は根拠がなく、理由となっていない。』と主張しているが、平成25年7月3日に契約締結した本件委託契約の主な内容・目的としては、学校給食共同調理場の現状と課題を分析し、学校給食衛生管理基準やHACCP概念、アレルギー対応等の観点から、現調理場でも対応できるのか否かも含め、施設整備の基本的な考え方を中心に依頼した基本構想である。そうした観点からみれば、菜友の報告書は初期の目的を達成している。なお、市側は、別途、パシフィックとの間で平成25年11月14日整備手法検討業務委託契約を締結しており、そこでの施設規模については基本設計で算出するが、提供食数から施設面積、総事業費を概算算出していた。

また、耐震性の判断については、平成13年実施の共同調理場の耐震診断結果を受けて、耐震

指標の I s 値は 0.7 以下であると指摘しており、又、災害時対応の関係については、望ましい学校給食と施設整備の考え方として、現状では対応できない点につき提言しているのであって、請求人主張には事実誤認があるものとする。

(5) 運営委員会の位置づけ

「新築・移転」を決めたとする運営委員会の白井市の組織上の位置づけとしては、共同調理場の運営を適切かつ円滑に行うための組織とし、給食関係の問題等につき、まず最初に一般的な市民の意見を聞くための組織として位置づけられているものとする。

また、平成 24 年 2 月 6 日開催の 1 回の運営委員会で「新築・移転」を決めた。との主張については、議題 4 の老朽化対策にかかる審議の開始時に「1 年くらいかけて結論を出したい」との発言は、1 回では意見はまとまらないであろうとの想定と、最終的な方針方向性は、運営委員会での意見を参考として教育委員会議で決定することから、時間をかけても結構です。との意味で言ったものと解釈するのが自然であり、欠席者はいるものの結果として委員会意見が一致したことから、本議案についての平成 23 年度の運営委員会審議を終了させたものとする。

運営委員会が、「新築・移転」を決めたとする請求人の主張は、事実誤認とする。

(6) 施設規模について

現地での施設改修については、平成 23 年度及び同 25 年度の各計画においても、敷地面積や衛生管理の観点より、技術的に問題点があることを指摘しているのであって、請求人主張のように、移転・建替えを前提に委託したものではなく、事実認定に誤りがあると判断する。

請求人主張のとおり、現地での改修が可能であれば、最少経費で最大効果を得ることが可能であることから、費用の多寡を大きく左右すると考えられる施設規模から判断すると、給食提供数が 6 千食か 7 千食かによって、それ程面積差は生じず、学校給食施設計画の手引きを基準に調理面積を算定すればよく、あまりにも大きい場合には、文部科学省の補助基準から補助限度が設けられているのであり、あまり過大でなければ、業務の効率性からすれば、ある程度の余裕は必要と判断する。

これに対し、請求人は、ピーク時の給食数から建設すれば、人口減少時には、過大な施設となり、その維持管理費が無駄との指摘であるが、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」によれば、学年数の減少は自動的に学級数、端的に言えばコンテナ数の減少に直結しないことも想定すべきであり、また、衛生管理基準等の今後の変化にも対応する余地を残しておく必要もあると考えた。

以上の検討の結果、本計画に基づく支出は不当であるとの主張は理由が無く

本監査請求は、棄却されるべきものとする。

附帯意見

白井市においても、基本構想、基本計画等における人口推計から、今後の人口減少として、児童・生徒数の減少も見込まれることから、事業実施にあたっては、適正な施設規模の検討と事業費削減に係る建設方法等も考慮し、維持管理費も含めたトータルコストを意識し、最少の経費で

最大の効果が得られるような事業手法の選択が必要と考えます。

【請求事項1の請求2「移転用地取得」】

瑕疵ある全体計画の一部であるとの主張に対しては、老朽化対策事業で判断のとおりであるが、本件については、独立した「用地取得」に係る財務会計行為として判断した。

土地購入は、市とURとの直接契約であることから、URのあっせん制度は対象外である。

仮に適用した場合の購入価格は、14,556,000円を減額することになるが、不動産鑑定評価の実施により、適正に減額交渉をしているようであり、あっせん制度以上の45,489,840円安く購入しているものとも言えると判断する。

あっせん報酬の算出方法

土地譲渡価格×3%（千円未満切捨て）

上限額 5,000万円（消費税別）

本件、土地購入に当たっては、適正な購入価格であることの担保として、不動産鑑定評価を実施している。

鑑定評価額は、64,100円/㎡

購入価格は、64,000円/㎡

$64,000\text{円}/\text{㎡} \times 7581.69\text{㎡} = 485,228,160\text{円}$

仮に、この制度を適用した場合

$485,228,160\text{円} \times 3\% = 14,556,844\text{円}$

$\div 14,556,000\text{円}$ となる

URの売出し価格は、7～9万円/㎡

7万円で購入すると 530,718,000円

不動産鑑定の実施により、45,489,840円低価で購入することができたことになる。

$530,718,000\text{円} - 485,228,160\text{円}$

$= 45,489,840\text{円}$

以上の検討の結果、不当な財務会計上の行為であるとの主張は理由が無く

本監査請求は、棄却されるべきものと判断した。

【請求事項1の請求3「基本計画書」】

本件での請求人の主張は、「基本計画」にかかる委託料の支出は「不当な公金の支出」であり、それを知ったのは平成27年3月末のホームページへの掲載が最初である」としている。

住民監査請求における請求期間については、本件の場合、原則として当該行為（委託料の支出日である平成26年4月28日）のあった日から1年以内であり、本件委託事業の公開状況を確認したところ、遅くとも平成26年3月25日の教育委員会議は公開されていることから、収束

期間の起算日は、当該会議開催日の翌日からであり、傍聴も可能であり、また情報公開条例による請求も可能であったことからすれば、1年以内の請求期間を越えているものと判断した。

情報公開状況について確認した結果は以下のとおりであった。

- (1) 平成25年1月 平成25年度当初予算の要求・査定状況（HP）
- (2) 平成25年3月 1日 平成25年度主要事業（平成25年3月1日 広報）
- (3) 平成26年2月 6日 公開の運営委員会において、建替え基本計画（案）検討、併せて会議録等公開
- (4) 平成26年3月24日 政策会議で基本計画を了承、後日、その結果をHPで公開
- (5) 平成26年3月25日 公開の教育委員会議で建替え基本計画を決定
- (6) 平成26年 決算認定
- (7) 平成26年12月8日 基本計画をHPで公開
- (8) その他、議会での議論多数

以上の検討の結果、本監査請求は、却下されるべきものと判断した。

【請求事項1の請求4「運営委員会」】

請求人は、白井市の運営委員会が条例で位置づけられ施行されたのは平成25年4月1日以降であることから、それ以前の「委員会の設置及び委員の任命行為は無効で、委員への報酬等の支払いも違法である。その是正を請求する。」と主張している。

本件に関係する平成25年度以前の運営委員会の開催としては、平成23年3月4日開催の運営委員会の委員6人に対し同月22日に40,300円、平成24年2月6日開催の運営委員会の委員9人に対し同月28日に60,100円を報酬として支出している事実を確認した。

住民監査請求における請求期間については、本件の場合、原則としては当該行為、つまり報酬の支出日は、平成23年3月22日と平成24年2月28日であるので、収束期間は平成24年3月1日から1年以内である。

本件報酬の支出に関しては、市主張の通り運営委員会の募集や会議の実施や会議録をHPや情報公開コーナーで広く公開されているところであり、正当な理由があるものとは判断できない。

従って、上記報酬の支出日とHP掲載日等の関係から、両日とも1年以内の請求期間を越えていることから、却下されるべきものと判断した。

【請求事項2「適正な課税」】

請求人は、工場等におけるフォークリフトや農業用の耕作や消毒等の車両は、大型特殊自動車であれば固定資産税（償却資産）の課税が、小型特殊自動車であれば軽自動車税が課税されることとなっておりますが、市内における当該特殊自動車、特に小型特殊自動車ナンバープレートのついていない車両が数多く見受けられ、外見上明確であり、課税部門では承知したうえで課税しないという「黙認」をし続けていると思われるため、法令通りの適正な課税を行うことを求める。

とするものであると考える。

また、白井市においては「評価と課税の適正・公平化」のための実地調査がほとんど行われておらず、この調査を実施すれば一定の税収の確保にもつながると思われるため、少なくとも除斥期間内である「5年に一回程度」の調査努力を求める。とするものであると考える。

増額の税額更正の際にきちんと遡及しているか、仮になされていないケースがあるとする、法令に基づかない担当職員による違法な「課税免除」と同様の措置となるため、措置を求める。とするものであると考える。

しかしながら、市主張のとおり、市の行政運営にかかる限られた職員数での各課への配分は、市の時代的な要請により傾斜配分せざるを得ないところとも考える。

小型特殊自動車の所有状況等を確認したところ、5年毎の農林業センサスによる平成22年度の農家数は649戸に対し、軽自動車税「調定内訳表」によると、「農耕・2輪」は653台であり、農耕作業用の軽自動車税は、1,600円であることからすると、税額は約104万円となるが、ここで検討すべきは、税額の多寡ではなく、公正・公平な賦課により、法令に基づき適正に徴収されているかであると考えます。

税が申告制度であろうとなかろうと、納税の義務は憲法にも規定されているところであり、市町村税については、賦課すべき市が、まず課税対象者・物件等を確実に捕捉し、適正な評価と賦課を実施することにより、税の公平性が保たれるのであり、また、その公平性は、除斥期間や税額の増減、職員判断によるものではなく、法令に基づくことにより担保されるものであると考えます。

監査委員としても、「制度の不知」が原因であるならば、広報への掲載やチラシの作成、農協や農業委員会等関係団体との調整により、可能な範囲での周知方法を検討するとともに、一気に実施することが不可能であれば、地区ごとに数年での調査方法等も考えられ、税収を上げるためにも課税客体を確実に捕捉し、原則通り適性かつ公正・公平な賦課に努力するよう勧告します。

また、固定資産税に係る実態調査についても、法令に基づき実施するよう勧告します。

以上の検討の結果、賦課徴収が怠る事実であるとの主張は理由があり
本監査請求は、勧告をすべきものと判断したところである。

以上により、法第242条第9項の規定に基づき、平成28年4月28日までに勧告に基づき講じた措置を監査委員に通知願います。